

北杜市貨物運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に加え、原油価格の高騰により経営に支障が生じている貨物自動車運送事業の活動を支援するため、当該事業を営む者に対し、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）及びこの要綱に基づき支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項に定める一般貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 特定貨物自動車運送事業 法第2条第3項に定める特定貨物自動車運送事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に定める貨物軽自動車運送事業をいう。
- (4) 貨物自動車運送事業 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業をいう。

(支援対象者)

第3条 支援金の対象者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年1月1日時点で、貨物自動車運送事業を営んでいる者
- (2) 法人の場合は、法人市民税を市に納付している本社又は営業所を有する者、個人事業主の場合は、本市が備える住民基本台帳に記載されている者
- (3) 支給申請時に貨物自動車運送事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思がある者
- (4) 市税、市債務その他の徴収金を滞納していない者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (6) 暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与していない者

(支援対象車両)

第4条 支援金の対象となる車両（以下「支援対象車両」という。）は、事業用であって、使用の本拠を市内としている車両とする。ただし、自動二輪車、小型特殊自動車及び被けん引車を除く。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の表の区分に応じた額とする。

車両区分	支援金の額
一般貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
特定貨物自動車運送事業車両	1台当たり5万円
貨物軽自動車運送事業	1台当たり3万円

2 支援金の交付は、1事業者につき1回とする。

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北杜市貨物運送事業者支援金申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 北杜市貨物運送事業者支援事業車両内訳書（様式第2号）
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可書、又は貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
- (3) 支援対象となる全車両の自動車検査証の写し（申請日において有効期間内のものであること。）
- (4) 市税等に未納がないことの証明書
- (5) 支援金の振込を受ける金融機関の通帳の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付等)

第7条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、速やかに内容及び関係書類を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、北杜市貨物運送事業者支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援金を交付しないことを決定したときは北杜市貨物運送事業者支援金不交付決定通知書（様式第4号）を申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第8条 申請者が虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けた場合又は支援金の交付を受けた者が支援金を他の用途に使用した場合は、支援金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、支援金の交付を取り消した場合で既に支援金が交付されているときは、支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月23日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和5年3月31日限りその効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。